



三労発基1020第2号
令和2年10月20日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について

平素は、労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。）の公布に伴い、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」が改正され、別添1のとおり公示されました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨にご理解をいただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、別添2のとおり改正施行に係る通達、別添3のとおり新旧対照表を添付いたしましたので、周知等にご活用ください。